

無職少年等非行防止対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、青少年の健全育成を図るため、少年補導センター（以下「補助事業者」という。）が行う無職少年等の非行防止対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年3月20日滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付条件等)

第2条 補助金の交付条件、補助対象経費、補助金の額等は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を申請するときは、規則第3条に規定する補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）

(事業の中止等の届出)

第4条 補助事業者は、補助事業の中止（廃止）、内容の変更および補助対象経費の増減をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止、廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する補助事業実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別記様式第5号）
- (2) 収支決算書（別記様式第6号）

(標準処理期間)

第6条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、同規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第5条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の保存)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る予算および決算等の関係書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

別 表

補助金名	無職少年等非行防止対策事業費補助金
趣 旨	少年補導センターに無職少年対策の専従職員を配置してこれら少年に対する就労、就学などの自立更生の支援を行うほか、少年補導センターにおける補導活動、相談活動、環境浄化活動等を充実・強化し、無職少年等の非行防止と健全育成を図る。
交 付 条 件	<p>1 この補助金の交付を受けるに当たり、次の条件を満たすこと。</p> <p>(1) 無職少年対策の専従職員を配置する。</p> <p>(2) 無職少年の就労、就学などの自立更生の支援を行い、その経過を記録、保管する。</p> <p>(3) 無職少年等に対する補導活動、相談活動、環境浄化活動等を実施する。</p> <p>(4) 無職少年等の非行防止、健全育成のための啓発資料の作成と啓発活動を実施する。</p> <p>(5) 無職少年等の非行防止対策の研修会、関係機関との連絡会議を開催する。</p> <p>2 無職少年対策の専従職員は、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 非常勤の職員で、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>(2) 年齢は、70歳未満とする。</p> <p>(3) 勤務日数は月16日以上とする。</p> <p>3 この補助金は、少年補導センターの運営主体（市町または少年補導センター運営協議会）に交付するものとする。</p>
補助対象経費	<p>無職少年対策の専従職員への報酬、および、その他非行防止対策事業に必要な経費。</p> <p>経費（委員手当、諸謝金、旅費、庁費）の配分変更が、20%をこえる場合はあらかじめ知事の承認を受けること。</p>
基 準 額	知事が別に定める額
補助金の額	実支出額と基準額を比較して少ない方の額に1/2を乗じた額